

家畜の盗難被害に注意してください

6月頃から群馬県、栃木県等において、子牛や豚の盗難事件が相次いで発生しています。

北関東を中心とした家畜盗難頭数

		被害農家 (件)	牛	豚	ヤギ	鶏 など	被害確認時期
群馬県	前橋市	5		580			7月上旬～8月上旬
	伊勢崎市	1		60			8月上旬～中旬
	太田市	1		50			8月上旬～中旬
	館林市	1	1				6月中旬
	邑楽町	1	1				5月下旬
栃木県	足利市	4	6		3		5～8月下旬
茨城県	常総市	1		1			7月上旬
	水戸市	1			1	9	8月下旬
埼玉県	本庄市	1		2			5月下旬


(各県警やJA、日本農業新聞などの調べ)

出典：日本農業新聞 9/1(火)

家畜の盗難は経済的被害だけでなく、家畜疾病の農場への侵入につながるおそれもあります。

畜産関係者の皆様におかれましては、裏面の飼養衛生管理基準に基づく防犯対策を徹底し、大切な家畜を守りましょう。

家畜の盗難防止には、 飼養衛生管理基準の遵守が有効です！

飼養衛生管理基準	盗難防止に有効な対策
衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場周囲への柵の設置 ・ 入口への門の設置 ・ 衛生管理区域境界への石灰散布
必要のない者を衛生管理区域に入れない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立入禁止看板の設置 ・ 農場入口や畜舎の施錠 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">関係者以外 立入禁止</div>
野生動物の侵入を防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場・畜舎周辺に柵やネットを設置 ・ 防犯カメラ・センサーライトの設置 
家畜の出荷と導入数を記録し保管する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養頭数のこまめな確認により被害に遭っていないか確認

万が一、被害に遭ってしまったら

- ・ 警察に通報しましょう
- ・ 家保または下北地域農林水産部畜産課に連絡し、別紙の報告書を提出してください。

ご不明な点は

むつ家畜保健衛生所にお問い合わせください。

電話:0175-22-1254

夜間・休日:090-5841-6810